

合より合見しと場之の外也と言はらざる所  
とはしきし相ふしとる者なり

十日午後一時 鈴木善代表 四々之と場と合見し  
解之善は花の西也を強要しとてと場は強とて  
解す人れが全部を拒絶す候と解之善は十一日朝  
定刻近には全部出場らんも全受仕う也が合見  
善なるも此より十日午後二時と場白に指示  
し留守の内休業す

左の理由によし

各員出 勤するも従業せたる大由 同日書留  
持別 既達し 同意味の解免状を百三十五  
に山方 十二日 大阪 第五支部長 今村 外二

名と場ん出 解免状を全部持戻し  
解免を認る無き理由によりと場元は却せ  
しとてしむと場元は解免者として兼理也  
が然る 今村善は解免状を返さるに  
しとて此の候 今村善は大坂支部の幹事  
と面合する際と場元は迫らざるも四人以外は  
絶体 面合せざる事とし断絶 十四日は給料  
のありは 解之善は強要ししと行ふはと  
しなく 給料も受取り 十一日 通告し だけり日  
給は支拂つ 以後は解免者と認るし支拂は  
現在と場は解免者十名許し 他は他のと場より解  
免も 借り 三十五名許し 他は他のと場より解

事務手続要スルハ本都念十ノ下全職工男月二